

旧スプリアス規格の無線機器への対応に関するQ & A

Ver. 1

平成 27 年 8 月

問 1 スプリアス規格はいつ改正されたのですか。

(答)

世界無線通信会議 (WRC) において、無線通信規則 (RR) のスプリアス発射 (必要周波数帯の外側に発射される不要な電波) の強度の許容値が改正されました。これを受けて、総務省では、平成 17 年 12 月 1 日に無線設備規則を改正 (以下「新スプリアス規格」という。) しました。

問 2 改正前の無線設備規則 (以下「旧スプリアス規格」という。) に基づく無線機器の経過措置はありますか。

(答)

平成 17 年 12 月 1 日以前の旧スプリアス規格に適合する無線機器のうち、平成 19 年 11 月 30 日以前に製造されたものは、平成 29 年 11 月 30 日までに免許等を受けた場合又は無線局の免許がいない無線機器の場合は、平成 34 年 11 月 30 日まで使用できます。

なお、平成 34 年 12 月 1 日以降、旧スプリアス規格に基づく無線機器は、新スプリアス規格の条件に適合することの確認を受けない限り、使用できません。

問 3 新スプリアス規格へ対応するためにはどのようにすればよいでしょうか。

(答)

新スプリアス規格への対応方法は次のいずれかになります。

- ①無線機器を更新される際に新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え
- ②運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させる
- ③運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する

問 4 「無線機器を更新される際に新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え」を行う場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。

(答)

無線機器の老朽化など、無線設備を更新する際に無線局の変更申請又は変更届をお近くの総合通信局へ提出いただき、許可等を受けていただく必要があります。

問 5 「運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させる」場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。

(答)

お近くの総合通信局に無線局の変更申請を提出いただき当該申請の許可を受けいただ

く必要があります。その後、フィルタを挿入した状態でスプリアスを測定していただき新スプリアス規格に適合することを確認後、別紙の「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（以下「確認届出書」という。）」を提出していただく必要があります。

**問6 「運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する」
場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。**

(答)

運用中の無線機器のスプリアスを測定していただき新スプリアス規格に適合することを確認後、別紙の確認届出書を提出していただく必要があります。

なお、製造業者等の測定データにより新スプリアス規格に適合することが確認できた無線機器は総務省においてホームページで公表することとしており、公表された無線機器と同一型式のものについては、確認届出書の測定データ部分の記載は必要ありません。

問7 確認届出書の測定データ取得に必要となる資格等の要件はありますか。

(答)

確認届出書による新スプリアス規格への対応については、免許人の任意の手続きであることから特に測定者の資格を制限していませんが、較正されてから1年以内の測定器を使用することが前提となります。

なお、測定を登録検査等事業者やディーラーなどに依頼することも可能です。

問8 確認届出書の提出において同一免許人が所有する同一型式の無線設備について、全ての無線設備の測定データが必要になりますか。

(答)

同一免許人が所有する複数の同一型式の無線設備については、1台の測定データをもって他の無線設備の確認を可能といたします。

ただし、対象無線設備のうち、製造年月が最も古いもの又は使用期間の最も長いものを測定することとし、測定の結果、新スプリアス規格に適合していることが確認できなかった場合は、その型式の無線設備全てを旧スプリアス規格の無線設備と見なすことといたします。

問9 測定データには、いわゆる「有効期限」のような考え方はありますか。

(答)

測定器の較正から1年以内に測定されていることが必要ですが、測定データ自体に有効期限はありません。

問10 確認届出書の提出時期は決まっていますか。

(答)

確認届出書の提出時期の制限はありません。